

31.1.1現在

世帯数 60,367 (19減) 男 59,955 (22増)

人口 121,443 (22増) 女 61,488 (0増)

※ 世帯数および人口は、住民基本台帳によるものであり、外国人住民の方を含みます。()内は前月比



ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>

モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.html>



上段のシンボルマークとキャッチコピーは、市制施行60周年記念として市民の皆さんの投票の結果、決定したものです。

市・都民税(住民税)、所得税および復興特別所得税 間もなく申告の時期です

申告会場
開設期間は

2月18日(月)～3月15日(金)

市・都民税(住民税)、所得税および復興特別所得税の申告の準備はお済みですか。期間内に、正しい申告をしましょう。

申告していただくのは、平成30年中の所得です。市・都民税の申告書は、2月上旬に市から、所得税および復興特別所得税(以下所得税)の確定申告書は1月下旬に武蔵野税務署から、前年の状況に応じてそれぞれ郵送します。用紙が届かなかった方や新たに必要になった方は、市または税務署で入手できます。なお、市ホームページでは、市・都民税の申告書を、国税庁ホームページでは、所得税の確定申告書をダウンロードできます。

同税務署では、2月18日(月)より申告会場を開設します。(土曜・日曜日を除く)受付時間は午前8時30分～午後4時(提出は5時まで)です。また、2月24日(日)、3月3日(日)は開場します。

市では、申告会場開設期間に限り、記入済みの所得税の確定申告書をお預かりします。なお、同期間中の日曜日午前9時～午後1時に臨時窓口を開設します。

※▷2月1日(金)～3月15日(金)は、同税務署の駐車場は利用できません▷所得税の確定申告書は、1月18日(金)から、市民税課でも配布します(数に限りがあります)

市・都民税の申告

所得が給与のみの方で勤務先から「給与支払報告書」が小金井市に提出されている方、所得が公的年金のみの方で支払先から「公的年金等支払報告書」が小金井市に提出されることになっている方以外は、市・都民税の申告が必要です。

申告の際は、平成30年中の所得や控除に関する書類(源泉徴収票、生命保険や国民年金保険料の支払額証明書等)をご用意ください。

なお、所得税の確定申告をする方は、市・都民税の申告をする必要はありません。

ID・パスワード方式による e-Taxで確定申告

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンから確定申告書の作成ができます。

また、同コーナーで作成した確定申告書は、ID(利用者識別番号)とパスワードがあれば、ご自宅等からe-Taxで送信(提出)できます。IDとパスワードは、税務署で即日発行しています。運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。確定申告期に限らず、税務署が開庁している日であれば、いつでも発行できます。

公的年金を受給している方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税の確定申告をする必要はありません。ただし、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受けている方は除かれます。

なお、この場合でも、所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。

所得税の確定申告が不要の方でも、医療費控除、各種保険料控除などを追加することで、市・都民税が減額となる場合があります。この場合、市・都民税の申告が必要となります。

医療費控除について

平成29年分の市・都民税の申告および確定申告から、医療費控除を受けるための手続きが変わりました。従来の医療費領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、領収書の提出は不要となりました。

※▷医療費領収書は自宅で5年間保存する必要があります(市や税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)▷移行措置として、平成31年分までは、「医療費控除の明細書」に代えて、従来どおり医療費領収書の添付または提示により申告することも可能です

税理士による無料申告相談

時 2月4日(月)～6日(水) 午前9時30分～11時、午後1時～3時

※混雑状況により、受け付けを早めに締め切ることがあります

所 小金井 宮地楽器ホール小ホール

対 小規模納税者、年金受給者、給与所得者

※▷不動産・株式の譲渡所得がある方は除きます▷相続税の相談は行っていません

他▷車でのご来場はご遠慮ください▷確定申告に必要な書類、前年の申告書等の控え、印鑑およびマイナンバーに係る本人確認書類(マイナンバーカードまたは番号確認書類)等をご持参ください

問 武蔵野税務署個人課税部門(☎0422-53-1311)

問▷市・都民税=市民税課市民税係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9819)

▷所得税=武蔵野税務署(武蔵野市吉祥寺本町3-27-1☎0422-53-1311)

(仮称)障がい者差別解消

「共に学び共に生きる社会を目指す」 パンフレット意見交換会

障がいのある人もない人も地域の一員として相互理解のもと、共に学び共に生きる社会、共生社会をめざして、条例を制定し、平成30年10月1日に施行されました。

現在、条例のパンフレット作成会を立ち上げ、市民参加で作成をしています。このパンフレットについ

て、市民の皆さんとの意見交換会を実施します。

時 所▷1月15日(火)午後5時から=前原暫定集会所▷21日(月)午後1時から=市役所本町暫定庁舎

申 当日直接会場へ

問 自立生活支援課障害福祉係(☎042-387-9848FAX 042-384-2524)

平成30年度版

わたしの便利帳を全世帯に配布中

市の各種サービスを紹介する平成30年度版わたしの便利帳(A4判・144ページ)を、1月31日まで順次、市内全世帯に配布しています。

今回は、株式会社サイネックスと官民協働で、協賛いただいた方々の広告収入を活用し、作成しました。

配布は、民間業者が行います。ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

また、誤配布や配布漏れを防ぐため、表札および郵便ポストの氏名表示にご協力ください。表示がない場合は、配布が

困難となりますので、ご注意ください。

※1月中に届かなかった場合や、複数世帯で複数冊必要な方は、ご連絡ください。改めて配布します

問 広報秘書課広報係(☎042-387-9803)

